

甲斐市議会 厚生文教常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年9月18日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（8名）

委員長	清水和弘君	副委員長	保坂康君
	山本英君		依田那津希君
	加藤敬徳君		谷口和男君
	滝川美幸君		金丸寛君

欠席委員（なし）

傍聴議員（3名）

議長	秋山照雄君		若尾彰子君
	松井豊君		

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	小林一三君	市民生活部長	望月新路君
福祉部長	金子智奈美君	こども子育て健康部長	堤貞治君
教育部長	大嶋正之君	人事課長	小宮山厚君
市民戸籍課長	早川要子君	保険課長	森川嘉亮君
市民協働推進課長	久保田浩君	福祉課長	井上千悦子君
障がい者支援課長	樋川浩一君	長寿推進課長	藤原布美君
子育て支援課長	中村大輔君	健康増進課長	赤松圭君
教育総務課長	小田切英規君	学校教育課長	小山田拓也君
給与係長	伊藤仁美君	住民記録係長	松井恵美君
戸籍係長	広瀬美和君	国民健康保険税係長	井尻一雄君

高齢者医療・年金係長	鷹野美穂君	市民協働係長	宮川倭香君
交流推進係長	森田健一君	保護支援係長	倉知慎也君
生活支援係長	中込美智子君	長寿あんしん係長	齊藤綾野君
介護保険係長	川上恵美君	介護予防推進係長	中村美佐君
介護認定審査会係長	小池幸秀君	児童係長	丸茂貴幸君
子育て支援係長	小澤京子君	健康企画係長	田邊誠君
施設係長	保坂勇二君	学事係長	長田大地君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	小林久美
書記	深澤隼人		

審査内容

1 条例等審査

議案第51号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件

2 補正予算の審査

議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

議案第56号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第7-1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書

請願第7-2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願第7-3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書

4 その他

開会 午後 1時25分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生文教常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 皆さん、改めてこんにちは。

本日はご案内のとおり、非常に審査内容がたくさんでございます。スムーズに進みますように皆さんにご協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会します。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

初めに条例等審査を行います。

議案第51号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件を議題とします。

当局より説明をお願いします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民協働推進課から条例改正についてご説明させていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第51号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件になります。

提案の理由であります、7月の厚生文教常任委員会においてご説明させていただきます。

たが、釜無川レクリエーションセンターの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

本条例の改正内容につきましては、釜無川レクリエーションセンターに関する表記について削除するもので、議会資料の27、28ページの新旧対照表をお願いいたします。

表中第2条及び別表第1、別表第2の釜無川レクリエーションセンターに関する表記を削除するものであります。

以上、議案第51号 甲斐市民温泉条例の一部改正の件についての説明となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 7月の議会でも廃止をすることに反対はさせてもらったんですけども、一応可決されたんで、それについてはともかくとして、この廃止を決めるに当たって、取りあえず釜無川のプールの実施設もまだされていなくて、代替施設となれるかどうかも分からない状況なんですよ。それで市民の意見も聞くこともなしに、なぜ、こちらのほうだけ急いで決めるのか、それを伺いたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 釜無川レクリエーションセンターにつきましては、これまでも何回か説明させていただいているところなんですけれども、これまで公共施設管理計画とか、その他それに基づく検討委員会、その後調査等も行った中で進めてきたところがございます。

今現在ある施設につきましては、昨年8月に故障いたしまして、その後実質運用はしておりませんが、その間幾らかの費用がかかっているところでございます。それも含めた中で廃止という形で進めてきたところでございます。ご理解をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 私が言っているのは、去年の8月に事故があった、会館の故障がね。それが2つとも駄目になっているのは聞いているんですけども、それ以降も市民に対する説明ですよ。釜無川の存続を求める会ですとか、いろいろ署名を集めたり、いろいろしているわけですよ。そういう方々に対して、なぜ質問しないのかということで、私は議員ですから特別その団体ではないですけども、その辺のところはどうなんですかね。公共施設というのはあくまでも市民の税金で建ったものであって、市民の意見を聞くのは当然だと思うんですけども。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 存続の会とかの質問につきましては、その場で答えさせていただきましたりとか、あと、これまで電話とか窓口でご意見をいただきました。その中でも、一応ご説明させていただいたこともございます。これまで市民の代表でございます議員の皆様の方にもご説明をさせていただいた中で、このような形で進めさせていただいているようなところでございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 所管が違うのか分かんないんですけども、玉幡に代替施設を造るいうことで聞いたんですけども。今回5,500万の予定が3,700万で落札されて、見た感じ露天風呂も当然できないでしょうし、当初は8月の時点で言われていたのは、温泉を造ることで燃料費節約できるというのがなくなっているわけですよ。その代替施設の概要がはっきりしないのに、なぜ、これを先に出すのかということですね。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） この釜無川レクリエーションセンターの廃止につきましては、もともと先ほどご説明させていただきました公共施設管理計画のほうの中で、廃止の話とか、削減という話の中で進めてきたところでございます。

その中で去年の8月に故障により休館にはなりましたが、その前の時点で、K a i・遊・パークのほうは故障して休館となりました。それについて、合わせてやってはどうかというような話がありまして、もともと、その市民温泉のほうを整理していきましょうという中で進めてきた話でありますので、それについても検討委員会、また民間の事業者等の利活用についても調査もした中で、最終的にこういうような形で内部でも調査した中で、調査というか検討した中で、こういう形になっているところでございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 公共施設の計画のほうですね、これについて去年はそういう話、あまり記憶にないんですよ。実は去年は篠原公園で体験学習施設を造るということで、公共施設が2,400平米増えるわけですよ。そのときはそういう話がなくて、それが決まってから、今度は削減計画が表に出てきたように思うんですけども、削減計画でこの釜無川レクリエーションセンター、こちらのほうをいつ説明されたんですか。

公共施設削減計画が理由だということで説明された覚えがないんですけども、これはいつ説明されたんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） もともと市民活動支援課という形で総務教育常任委員会のほうに所属しておりました。その中で説明させていただいたりとか、今年になりまして市民協働推進課ということで、今度この厚生文教常任委員会、また委員さんのほうからご質問いただいた中でも、公共施設管理計画に基づくという形で説明をさせていただいているところでございます。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） ですから削減計画はあるにも関わらず、当然去年は、造るのには賛成ですよ、公共施設として体験学習施設を造ったということなんで、何か削減計画と矛盾しているんじゃないかというふうには思うんですよ。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 谷口委員さんがおっしゃっているのは、釜無川レクリエーションセンター廃止が出る前に、篠原地区公園の話があったのにと話でございませうか。それがその管理計画のほうと影響は関係ないのかという話でしょうか。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 総合管理計画で20%削減いうのを、私ははっきり言って委員会で聞いたのは今年が初めてなんですよ。去年まではそういう話じゃなしに、温泉の事業の委員会がありましたよね、そちらのほうの話は聞いたんですけども。2,400平米増やして、それで2割削減というのは、ちょっと、はっきり言って無茶じゃないかと思うんですけども。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 公共施設等総合管理計画につきましては、所管が違いますので、いつ説明あったかというのはこの場ではお答えできないんですが、ただ、もともと

と平成28年に20%削減する、ごめんなさい。平成27年度だったか8年度に最初にその計画がつくられて、その後令和4年2月に改定になっております。その前後で説明していると思います。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 堂々巡りになっちゃうんで、これ以上あまり言わないですけども、あの当時削減があるというにもかかわらず、甲斐市としては削減せずに増やそうとしたわけですよね、篠原地区公園に体験学習施設を造って、事情がその当時20%を決めたとしても、それ自体やっぱり無理があると思いますので、甲斐市で本当に削減する必要があるのかどうか再検討をお願いして、要望です。

○委員長（清水和弘君） 要望でよろしいですね。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

○委員（谷口和男君） 先ほどの討論で言っているいいですか。

○委員長（清水和弘君） はい。

○委員（谷口和男君） 私としては、この法案については、急ぎ過ぎだということで、実際統廃合の片方の案も出ていないのに廃止だけを決める、急ぐということには反対させていただきます。

○委員長（清水和弘君） そのほか討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） 討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本案は起立により採決します。

本案に賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水和弘君） 着席してください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で、議案第51号を終わります。

以上で、条例審査を終了いたします。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前にお諮りいたします。

補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

議案第53号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）、議案第54号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第55号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第56号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

初めに、人事課より、本常任委員会が所管する人件費について一括して説明をお願いいたします。

小宮山人事課長。

○人事課長（小宮山 厚君） お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

人事課から人件費の補正につきまして説明させていただきます。

初めに、職員全体の補正概要について説明をさせていただきます。その後、厚生文教常任委員会所管の補正内容について説明させていただきます。

定例市議会資料の48ページをお願いいたします。

令和7年度9月補正予算人件費明細表になります。

今回の補正の理由であります。本年1月1日時点の職員配置により編成しておりました当初予算の人件費を、4月1日の定期人事異動を踏まえた予算に調整するとともに、自己都合により退職した職員がいたため、その職員の人件費の減額、また定期昇給に伴う職員給与の増額などを合わせて行うものであります。

それでは、職員数から説明させていただきます。

一番上の表の正職員の欄をご覧ください。

当初の正職員数であります。本年1月1日時点の職員数に定年退職者、また普通退職予定者、新規採用者などを考慮しまして、定員適正化計画どおりの職員総数493人の確保を見込んでおりました。

しかしながら、普通退職者が予定していた4人を大きく上回る18人発生しまして、採用試験の補欠合格者を繰上げたものの11人が補充できなかったことに加え、今年度に入ってから自己都合による退職者が3人出たことによりまして、9月1日現在における職員数は当初の計画よりも14人少ない479人となっております。

次に、再任用職員の職員数であります。当初の職員数と変更はありません。

次に、会計年度任用職員の職員数であります。産休職員の代替として当初から2人を増員しております。

続きまして、職員別の補正額について説明をさせていただきます。

真ん中の正職員の表をご覧ください。

まず、正職員の2節給料であります。昨年度末に普通退職者が多く発生したことで、当初予算どおりの職員数が確保できなかったため、その確保できなかった職員の給料と今年度に入ってから自己都合により退職した職員の給料を減額するほか、定期昇給に伴います給料の増額などの調整を行いまして、合計で6,552万8,000円を減額するものであります。

3節の職員手当等及び4節の共済費につきましても同様の理由から、職員手当等の合計として7,087万1,000円、また共済費の合計としまして1,204万8,000円をそれぞれ減額させていただくものであります。

27節の繰出金につきましては、児童手当の支給対象となる職員の異動に伴いまして、公営企業会計への繰出金を2万7,000円減額するものであります。なお、正職員の全会計におきます人件費の補正額の合計は、一番右端にありますとおり1億4,847万4,000円の減額と

なっております。

次に、その下の再任用職員の補正額になります。

1日当たり7時間30分の勤務を行う予定であった再任用職員が、家庭の事情によりまして6時間勤務に変更となったことで、その差額となる2節給料から3節職員手当等までの合計としまして229万7,000円を減額するものであります。

次に、一番下になりますが、会計年度任用職員、こちらは、不足している保育士や放課後児童支援員などを年度当初から募集しておりましたが、募集人員に対して全員が確保できていないため、既に経過しました4月から7月までの人件費として、1節報酬から通勤手当である8節旅費までの合計3,132万円を減額させていただくものであります。

以上が職員全体の人件費に関する補正概要の説明であります。

続きまして、資料が変わりまして、9月補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

説明を続けさせていただきます。

厚生文教常任委員会が所管します人件費に関する補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正の理由であります。先ほど説明させていただきましたとおり、人事異動に伴う職員の配置替えによる各予算科目間の調整、あと普通退職した職員が補充できていないことによる給料の減額、あと定期昇給に伴う増額などを行うものであります。

それでは、予算科目ごとの補正額を説明させていただきます。

最初に、2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費の001市民相談費であります。消費者相談員の人件費としまして6,000円の増額をお願いするものであります。

一番下の表になりますが、同じく総務費の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費であります。001戸籍住民関係職員費につきましては842万1,000円の減額であります。002戸籍住民関係会計年度任用職員等費につきましては3万7,000円の増額であります。また013マイナンバーカード普及促進事業の102万5,000円のうち20万2,000円を当該事業に従事します会計年度任用職員の人件費として増額するものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3款の民生費であります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費であります。001社会福祉関係職員費につきましては1,231万1,000円の増額であります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

同じく民生費になりますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。001児童福祉関係職員費につきましては1,161万4,000円の増額であります。その下の002児童福祉関係会計年度任用職員等費につきましては3万円の増額であります。

次に、4目保育所費であります。001保育園関係職員費につきましては338万7,000円の減額であります。また保育園関係会計年度任用職員等費につきましては1,734万9,000円の減額であります。

次に、5目児童館費になります。001児童館関係職員費につきましては607万2,000円の減額であります。002児童館関係会計年度任用職員等費につきましては673万7,000円の減額であります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

同じく民生費になりますが、3項生活保護費、1目生活保護総務費であります。001生活保護総務費257万円のうち、2万4,000円を当該事業に従事する会計年度任用職員の人件費として増額するものであります。

同じく民生費の4項国民年金費、1目国民年金費であります。001国民年金関係職員費につきましては43万3,000円の増額であります。また002国民年金関係会計年度任用職員等費につきましては8,000円の増額であります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費になります。001保健衛生関係職員費につきましては247万円の増額であります。

少しページが飛びまして、34ページ、35ページをお願いいたします。真ん中の表になります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費であります。001教育管理関係職員費につきましては85万8,000円の増額であります。同じく教育費の2項小学校費、1目学校管理費であります。001小学校関係職員費につきましては854万7,000円の減額であります。

36ページ、37ページをお願いいたします。

同じく教育費になりますが、3項中学校費、1目学校管理費になります。001中学校関係職員費につきましては901万8,000円の増額であります。また002中学校関係会計年度任用職員等費につきましては425万8,000円の減額であります。

同じく教育費の4項学校給食費、1目給食センター費になります。001給食センター関係職員費につきましては2,000円の増額であります。また002給食センター関係会計年度任用職員等費につきましては240万円の減額であります。

38ページ、39ページをお願いいたします。

同じく教育費であります。6項社会教育費、1目社会教育総務費であります。001社会教育関係職員費につきましては98万円の減額であります。002社会教育関係会計年度任用職員等費につきましては5,000円の増額であります。

次に、2目の公民館費であります。001公民館関係職員費につきましては49万2,000円の増額、また002公民館関係会計年度任用職員等費につきましては6万3,000円の増額であります。

次に、5目の図書館費になります。001図書館関係職員費につきましては484万1,000円の減額であります。同じく教育費の7項保健体育費、1目保健体育総務費であります。001保健体育関係職員費につきましては18万4,000円の増額であります。

少しページが飛びまして、54ページ、55ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。001総務管理関係職員費につきましては121万6,000円の減額であります。

また、ページが飛びまして、66ページ、67ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。001総務管理関係職員費につきましては310万4,000円の減額であります。

また、ページが飛んで申し訳ありませんが、82ページ、83ページをお願いいたします。介護保険特別会計になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。001総務管理関係職員費につきましては1,006万1,000円の減額であります。4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費につきましては、001介護認定審査会関係職員費におきまして96万4,000円の増額であります。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

下の表になりますけれども、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費になります。003包括的支援事業関係職員費につきまして200万円の減額であります。

最後に、またページが飛んで申し訳ありませんが、98ページ、99ページをお願いいたします。介護保険サービス特別会計になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費であります。002総務管理関係会計年度任用職員等費におきまして1万2,000円の増額であります。

以上が厚生文教常任委員会が所管いたします人件費の補正に関する説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど途中退職者、普通退職者が十何人いらっしゃるとおっしゃっていたんですけども、これは結構多いように感じるんですけども、通年と比べてどうなんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 令和6年度は、やはり多かったです。令和5年度は8人、令和4年度が普通退職者が8人、令和3年度が3人というような状況ですので、少し多いような年度ではありました。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） その後のご説明で、職員費が減額するところが多くて、そういう人的なあれが少なくなっているというのは分かるんですけども、例えば業務的に、そういった、要は配置に必要な人数が足りないという部分に関しては、どのように対処しているのか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 実は、確かに14人ほど当初予算の職員数が確保できなかったというご説明をさせていただいたんですが、昨年度末、令和6年度末3月31日時点の職員は480人でありました。ですので、今回9月1日現在は479名ということですので、ほぼ同数ですので、行政運営自体にはそんなに影響があるとは思っていないのですが、ただ、時間外勤務時間、職員1人当たりの多いものを、職員増員によって減らすという計画が定員適正化計画でありますので、今年度、今週からの職員採用試験も始まりますので、そこで例年よりも少し多めに確保をというようなことを考えて、職員増員を計画しておるところであります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 分かりました。今までやっている業務の量的には対応はできているけ

れども、今後は職場の待遇改善とか、そういった部分に進めたい部分はなかなか人が増えないとできないということですね。

ちょっと聞きたいのが、今度、新規採用をまたしていくとは思いますが、例えばこういう計画を立てて、例えばそういう途中で、その計画人員より大分足らなくなってしまうという場合に、定期採用というのはやっていると思うんですが、一般企業みたいに中途採用みたいなものというのはできないんですか、考えていないんですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 職員採用試験、今週の日曜日に第一次試験を行うんですが、全国の統一試験というような形で行っておりまして、それが終わったときには翌月から二次面接を行って、12月の初旬ぐらいには新規採用者の合格者を確定するというようなスケジュールで進んでいるんですが、その後から年度途中の採用をするというのは、スケジュール的にタイトになるので、厳しいかなというところなんです。

ただ、昨年度は保健師の応募が2年間続けて全くなかったもので、ちょっと危機感を感じまして、昨年度急遽12月に二次募集というのを行った経過は、甲斐市以来初めてだったんですが、行った経過はありまして、3人応募があつて3人採用したという経過はあります。

以上となります。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

滝川委員、どうぞ。

○委員（滝川美幸君） この問題は、一般質問でもさせていただいて、市当局にしてみたら、できるだけその悪い影響が出ないように、努力していらっしゃるということはよく分かるんですが、現実、今年に入ってから休業したり休職したりする職員が増えている中で、残った職員の方の負担というものは明らかに増えていると思います、私たちから見たときに、

途中で辞めていく方たちの本当に、その理由というものをしっかり把握していかないと、同じことの繰り返しになるかなと思っています。メンタルの面が非常に多いような気がいたしますので、もう少し腰を据えて、担当のほうでしっかりとその辺を研究して、職員が本当に働きやすい環境かどうかということ、もう一度見直していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小林部長。

○総務部長（小林一三君） そうですね、滝川議員さんのほうから6月の一般質問のほうでもいただいておりますので、その辺の職員不足状況が続いていることを踏まえて、職員採用試

験、来週から始まりますので、そういったことも加味しながら、人員増強を図っていくという考えですので、年度途中でどうしても、そういった傷病休暇とかで休業、休業というか休暇を取得する職員も年々増えている状況は事実でございます。

そんな中で、やはり部長、課長職が人材マネジメントを発揮していただいて、その係だけで業務を遂行していくわけではございませんので、課長はその業務全体を管理をする役割になっていますので、例えば欠員が一時的に不足状態が続く場合は、ほかの係からの要請をかけるなりとか、その所属内で、できるだけ業務が執行できるように努めていくということ、また人事課のほうからもそういった話をしておりますので、そういった体制で、職員ができるだけ負担軽減につながるように、対策を講じていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ありがとうございます。ぜひお願いしたいのですが。もともと、その定員適正化計画に基づいて、その定員を決めている中で、甲斐市では、そもそもその人数が足りないのではないかという危惧もありますが、その辺いかがですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 現在の定員適正化計画ですが、今年度末で今の計画の満了となりますので、現在見直しを進めておまして、全国の同規模の人口規模が同じような類似団体の職員数なんかを参考に、今見直しを図ってはいるのですが、確かに委員さんの指摘のとおり、全国平均と比べても少し少ないような実績が出ておりますので、その辺は十分に考慮して計画を見直したいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） ありがとうございます。その辺しっかり計画していただけたらということを感じて、要望で結構ですけれども、ぜひ本気でかかっていたきたい、それだけはよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 要望でよろしいですね。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 保育所のほうで修正が入ったと思うんですけれども。保育士の配置基準が変わったじゃないですか、1人で30が25人に1人というような形とか、そういうのが進んでいる中で、今の状況で保育士、本当に足りなくなるんじゃないかと思うんですけれど

も、保育士をたくさん集めるための、そういう計画とか、そういうのはないのでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 保育士は私どもも力を入れている職種の一つでありまして、一昨年度が7人、昨年度は6人ほど採用をしていますので、全体とすれば保育園の保育士、60人程度なんですけれども、それに比較すれば、多めの職員数を採用しているかなということは考えております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 確認ですけれども、定数を削減とか、そんなことをしなくても、何とかやっつけていける人員は確保しているということによろしいですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） 子育て支援課長と協議をする中で、職員採用数なんかも決めているんですが、今の甲斐市の保育園自体で国の基準に基づく保育士数は確保している。ただし、どうしても現在は、保育園で多動性であったり、そういった、まだお子さんが小さいので、はっきり障がいというところまではいっていないんですが、もしかしたら、そういった可能性もある子たちが多いというのは話を聞いています。そのためには、どうしても国基準の保育士では不足してしまうということも、担当課長から話を聞いておりますので、その分も加味して採用はしていくつもりでおります。

○委員長（清水和弘君） そのほか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 今まで話を聞くと、やっぱり職員数とか、いろいろ問題はいろいろあると思うんですけれども、正直言って民間と比べても、民間だといろんな面で休みが取れないとか、そういうことがありながらも皆さん仕事をしています。

特に公務員とかという形ですと、ある程度の休暇が取れるとか、そういうふうな多分、僕が思うにはですけれども、民間よりもそういうメリットとか、メリットといたらおかしいですけれども、権利ですから、あるんですけれども、なかなか民間は、僕なんかもそうですけれども、有給休暇があっても年間消化できないというのが現実でありますので、そういうことを理由にとは言わないですけれども、いろいろな面で、民間とここが違いますと、ですからこういうふうな形で仕事ができますので、市のほうの職員というような、そういうものをもっともっと打ち出していかないと、これからは多分民間ですと、自由に給料上げられますので、そういう待遇面で民間が何が必要かとなると、初任給、今度大学生30万とかいろ

いろ話になっていますが、公務員の場合、そこまで時価で決めることができないので、範囲内でしかできないと思いますけれども、そういうものに対抗していくためにも、何かを民間と違うところをアピールしていかないと、これから先、正直言えば民間もそうですけれども、子供が少なくなって、人材が少なくなるんですから、その辺をもっともっと市のほうでも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○人事課長（小宮山 厚君） ご指摘いただいたとおり、給料というのは、なかなか国家公務員に準じてというのがあるので、確かに難しい点はあろうかと思うんですが、そのほかの福利厚生ということであれば、甲斐市の条例規則の範囲内で、市長の考えの下に、柔軟な制度改正というのはできると思いますので、そういったものは考えていきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。そういうものを本当に考えて、特色を出していかないと、安定しているからとそういうふうな昔の考え方だと、なかなか厳しいかなというふうに思いますので、ぜひ、そういうふうなもので働くような形で、ちゃんと最後まで勤められるような、あといい人材が入れるような、そういう試験をして、職員を採用していただきたいと思います。要望でいいです。

○委員長（清水和弘君） そのほかありますか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民協働推進課より、2款総務費、1項総務管理費について説明をお願いします。

久保田市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） お疲れさまです。

市民協働推進課より9月補正予算の内容について説明させていただきます。

補正予算説明書16、17ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費、002市民温泉等維持管理事業費につきまして902万4,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳につきまして、地方債720万円は公共施設等適正管理推進事業債で、残りは一般財源であります。

内容といたしましては、先ほど市民温泉条例の一部改正をご審議いただいたところですが、釜無川レクリエーションセンターの廃止に伴い、建物の解体工事の設計及び燃料タンク残油処理等の業務委託、また源泉ポンプ電源新設工事に関する経費であります。釜無川レクリエーションセンターの敷地は県から借用しており、用途を廃止する場合は建物を撤去し、原形に復しての返還を要することから、アスベスト含有調査を含む解体工事設計業務委託料として803万9,000円、地下に埋設された燃料タンクに残留する灯油の抜き取り処理などの業務委託として57万8,000円をそれぞれ計上させていただきました。また源泉の利活用につきましては現在検討中ではありますが、私有地である西八幡公園駐車場の一角に源泉の汲み上げポンプがありますが、建物解体に伴い、このポンプに電気が供給されなくなるため、新たに電源ポンプ単独で電気の供給を受けるための工事費として40万7,000円を計上させていただきました。

続きまして、003結婚支援事業につきまして財源更正をお願いするものであります。

内容につきましては、市が行う結婚新生活支援補助金の財源として、県の結婚新生活支援事業補助金を当初予算に計上しておりますが、補助率が事業費の2分の1から3分の2に変更となったことから、増額分154万5,000円を一般財源から減額し、県支出金を増額する財源更正をお願いするものであります。

以上が市民協働推進課の補正予算の説明であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 源泉のポンプですね、電源をやって維持するということなんですけれども、今あれは保健福祉センターに源泉が行っているわけですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 源泉のポンプにつきましては、現在釜無川レクリエーションセンターの施設のほうから高圧電源のほうの配電盤を使いまして、そこから分けているような形になっております。今回解体という形になってきますと、源泉のほうを汲み上げるポンプが使えなくなってしまうので、単独で低圧のほうの電気のほうに変えていきたいと考えております。

○委員長（清水和弘君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 結局、その源泉は汲み上げ継続するということですか。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） そのとおりでございます。今まだ検討中でございますが、例えば非常時、災害時に使うことができたりとか、また周辺の農地とかに活用できればということも、今いろいろ検討されておりますので、その辺でまだ残しておきたいと考えています。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 結婚支援事業なんですけれども、この事業というのは、例えば婚活支援、それとも、例えば住宅取得支援、こういった内容でしたっけ。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 今回の財源更正の対象となるのが結婚新生活支援補助金、結婚されて、新居を構えたりとかしたときのそのための経費になります。そちらのほうの部分について、今まで2分の1だったんですが、今年から県のほうでいろいろ事業の組み合わせを変えた中で、国のほうから補助率が上がった形でもらえていることなので、今回市のほうでも補助率を上げたような感じになっております。

○委員長（清水和弘君） そのほかにありませんか。

金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 維持管理費に900万が補正されていますけれども、主に解体費用ということで、その解体費用というのは、入札業者、これからですね。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 先ほど、解体の工事のための設計のほうの業務委託となります。それが803万8,000円です、そちらのほうになっております。こちらのほう、補

正のほうの審議が通って可決されましたら、その後入札という形にはなってくるとは思っております。

○委員長（清水和弘君） 金丸委員。

○委員（金丸 寛君） この金額の根拠とといいますか、これは職員の方でどなたかその計算と
いいますか、建築系の積算ができる方、こういう方がいらっしゃってこの数字が出てきたの
か、外注へ出してこの数字が出てきたのか、どちらでしょう。

○委員長（清水和弘君） 久保田課長。

○市民協働推進課長（久保田 浩君） 市の建築士協会のほうに概算の見積りをいただきまし
て、それを基に、会計課の検査員のほうに確認をしていただいた中で、今回出させていた
いております。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） ほかになければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、市民戸籍課より、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費について説明をお願いいた
します。

早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子君） 大変お疲れさまでございます。

市民戸籍課の補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算説明書16ページ、17ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、説明欄の10住基印鑑
登録事務費につきまして85万6,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、全て委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託費でありま
す。

内容といたしましては、令和7年5月30日付で令和7年度事務委託費の交付決定を受けたことに伴うマイナンバーカードと在留カード等を一体化に係る専用記録端末の購入費であります。特定在留カードが任意で発行されることとなり、外国人住民が任意で取得する新たなカードまたは新様式の在留カードのICチップ内部に住所地等情報を記録する事務が追加されることによるものであります。

次に、説明欄の11戸籍事務費につきまして94万6,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、全て国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。

内容といたしましては、振り仮名の市町村長記録に係る戸籍情報システムの改修業務委託料であります。法改正に伴い戸籍に氏名の振り仮名が追加されることとなり、これにより今年の5月26日から1年を経過した日までに、振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対し、市区町村長が仮の振り仮名に基づき、職権により氏名の振り仮名の記録を行うこととなっております。本改修は仮の振り仮名を市町村長の職権により記載するための戸籍情報システムの改修であります。

次に、説明欄の13マイナンバーカード普及促進事業につきましては102万5,000円の増額をお願いするもので、内訳として、先ほど人事課から説明のありました人件費の20万2,000円の増額と合わせて82万3,000円の増額をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、国庫補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金であります。

内容といたしましては、マイナンバーカードの申請、更新者等へカード等を発送する通信運搬費の不足が見込まれるため、本年度における不足見込額を増額するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど在留カードという言葉が出てきました。外国人のことだと思っ
んですけれども、甲斐市においてはその対象者というか、どのぐらいいらっしゃるかわかり
ますか。

○委員長（清水和弘君） 松井住民記録係長。

○住民記録係長（松井恵美君） お答えいたします。

8月31日時点の甲斐市の外国人の人数ですが、合計で1,642人でございます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） その人数というのは、例えば増加傾向、それとも減少傾向、どんな感じでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 松井係長。

○住民記録係長（松井恵美君） お答えいたします。

令和5年度につきましては3月末時点で1,442人、令和6年度3月末時点が1,652人と増加している傾向でございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、保険課より、3款民生費、1項社会福祉費及び4項国民年金費並びに4款衛生費、1項保健衛生費について、一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 大変お疲れさまでございます。よろしくをお願いいたします。

保険課から補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、ナンバー004後期高齢者医療特別会計繰出金9,000円の減額でございます。

内容につきましては、まず1点目は、人事異動に伴う人件費310万4,000円の減額で、財源は一般財源でございます。2つ目は、子ども・子育て支援制度の施行に向けたシステム改

修費266万円の増額で、財源内訳は、国庫支出金で子ども・子育て支援金制度施行準備事業補助金でございます。3つ目は、山梨県後期高齢者医療広域連合事務費負担金の確定に伴います43万5,000円の増額で、財源は一般財源でございます。今ご説明しました3つの増減によりまして差引き繰出金9,000円の減額補正でございます。

続きまして、補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

3款民生費、4項国民年金費、1目国民年金費、ナンバー010国民年金事務取扱費37万2,000円の増額につきましては、令和7年度の税制改正により、特定親族特別控除が新たに創設され、令和7年度所得から適用となることから、令和8年度の年金生活者支援給付金の支給対象者に係る所得を確認するため、システム改修の委託料となります。財源内訳は、国庫支出金で年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、ナンバー010国民健康保険特別会計繰出金1,149万2,000円の増額でございます。

内容につきましてご説明をさせていただきます。

1つ目は、子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修費1,171万8,000円及び子ども・子育て支援制度の施行に向けた周知事業等で、内容は人件費、支援金制度の周知に向けた印刷代、郵送料等114万9,000円の合計額1,286万7,000円の増額で、財源は、補正予算説明書の26ページの上段にあります国庫支出金、子ども・子育て支援制度施行準備事業補助金でございます。

2つ目は、人事異動による人件費121万6,000円の減額で、財源は、一般財源でございます。

3つ目は、子ども・子育て支援制度の施行に向けた周知事業等の114万9,000円のうち、人件費分9万5,000円につきましては、準経費に充当するための予算であるため、一般財源を減額するものでございます。

4つ目は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の確定に伴います6万4,000円は減額となりまして、こちらも財源は一般財源でございます。

ご説明いたしました増額の額1,286万7,000円に対しまして、一般財源の減額の合計額137万5,000円を差し引きますと1,149万2,000円の繰出金の増額補正となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時44分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、教育総務課より、10款教育費、2項小学校費及び繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

小田切教育総務課長。

○教育総務課長（小田切英規君） お疲れさまでございます。

初めに、教育総務課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の34ページ、35ページをお願いいたします。

34ページの下段になりますが、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、補正前の額4億610万5,000円に1,545万3,000円の増額をお願いし、4億2,155万8,000円とするものでございます。なお、35ページ説明欄、001小学校関係職員費854万7,000円の減額補正につきましては、人事課からの説明になりますので、教育総務課関係の014小学校施設整備費のみ説明させていただきます。

補正の内容につきましては、竜王北小学校、敷島北小学校、双葉東小学校の屋内運動場空調設備整備の設計が完了し、現在入札に向け準備を進めているところでありますが、そのうち敷島北小学校につきましては、空調設備に関わる電気設備工事において、既設の受変電設備内に搭載している変圧器の電気容量が不足し、増設が必要になることから、新たに受変電設備1基を設置するための費用として、工事請負費2,400万円を新規計上するものであります。なお、財源内訳につきましては、地方債の1,800万円は学校教育施設等整備事業債で、残りの600万円は一般財源であります。

次に、繰越明許費につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の42ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校施設整備費になります。

内容につきましては、先ほど説明させていただきました敷島北小学校空調設備設置工事に関わるに受変電設備新設工事について、令和8年4月1日から省エネ法で定める各機器において最も省エネルギー性能の良い製品を基準とし、それ以上の性能を持つ製品を開発製造するようメーカーに義務づけるトップランナー基準の採用により、受変電設備内に搭載されている変圧器の規格が変わることが影響し、発注から納品まで8か月程度要することが設計業者の調査で判明いたしました。担当が直接メーカーや取扱店に確認したところ、同様の回答がありました。

以上により、敷島北小学校受変電設備新設工事につきましては、年度内の工事完成が見込めないため、予算の繰越しを行う必要があることから、工事請負費2,400万円について繰越明許費をお願いするものでございます。なお、本工事につきましては補正予算のご議決をいただいた後、工事発注を行い、完成は令和8年8月末頃を予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ございますか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっとお聞きしたいんですけども、これはエアコンに関わる変電設備ということなのですが、エアコン自体というのはもう設置は済んだんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 小田切課長。

○教育総務課長（小田切英規君） この3項のエアコンの設計につきましては、8月末に完成いたしまして、今後工事を行っていく予定でございます。これから工事になります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時51分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、学校教育課より、10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費について、一括で説明をお願いします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） 大変お疲れさまでございます。

学校教育課からの補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書の34ページから37ページになります。お願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費につきまして、財源更正をお願いするものであります。

内容につきましては、007敷島小学校費、010双葉東小学校費につきまして、6月16日付で理科教育設備整備費等補助金9万円がこれら小学校2校に交付決定したことに伴い、財源内訳について一般財源を9万円減額し、国県支出金を9万円増額する財源更正であります。

続きまして、補正予算説明書36、37ページをご覧ください。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費につきまして、財源更正をお願いするものであります。

内容につきましては、001竜王中学校費、002玉幡中学校費、003竜王北中学校費、004敷島中学校費、005双葉中学校費につきまして、6月16日付で理科教育設備整備費等補助金が中学校5校に35万8,000円交付決定したことに伴い、財源内訳について一般財源を35万8,000円減額し、国県支出金を35万8,000円増額する財源更正であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時55分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、健康増進課より、4款衛生費、1項保健衛生費について、説明をお願いいたします。
赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） お疲れさまでございます。

健康増進課から補正内容について説明いたします。

補正予算説明書26ページ及び27ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、001事業、予防接種事業の予算に4,534万4,000円の増額をお願いするものでございます。

内容は、市民2人が令和3年に新型コロナウイルスワクチンの集団接種及び市内医療機関で個別接種を受けた後に特定の疾病を発症し、それがワクチンに起因する健康被害であると国から認定されたため、予防接種法に規定された区分で給付するための予算でございます。

国による認定前の経過の詳細は、7月24日の厚生文教常任委員会にて説明させていただきましたので、省略させていただきたく存じます。この場では給付の内容について詳しく説明申し上げます。

初めに、現在も継続中の方におかれましては、疾病治療のために初めて受診された令和4年1月から令和6年2月までの医療費の自己負担額11万8,050円と、診療や薬剤等の直接的な医療費以外の経費としまして医療手当81万3,100円がでございます。このうち医療手当は予防接種法で年度ごとに、また通院が3日未満か以上かによって給付月額が異なります。

次に、お亡くなりになったもう一方のご遺族に対し、死亡一時金としまして4,420万円を、葬祭料として21万2,000円をお支払いいたします。これらにつきましても法においてそれぞれの給付額が定められております。以上を合算いたしますと4,534万4,000円でございます。

本接種は、特例倫理接種であり、国が健康被害救済給付額の全てを負担するものとなりますので、26ページに特定財源として同額を記載しております。

なお、現在療養中の方に対しましては、令和6年3月以降の医療費及び医療手当も継続して給付いたします。領収書等の医療機関への支払額や継続治療を必要とする医師の意見書を確認の上、今後も予算措置をさせていただきたく存じます。

本件に係る説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） お伺いしたいんですが、亡くなられた方の賠償額というんでしょうかね、この金額というのは、例えば国によって定められているということなんですけれども、例えば年齢だとか、いわゆる一般的に生命保険みたいなので算定するものというのがありますよね、そういったものとは全然基準が違うんでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） お答えいたします。

こちらにつきましては、年齢とか性別、もしくは職業、そういった区分なく、年度ごとにその給付額等が決まっております、今回令和3年の接種におけるケースは、この死亡一時金が4,420万円ということになります。

○委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 確認すると、これは大体その年であれば、一律この額が支払われるということでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭君） そのとおりでございます。

なお、医療手当とか医療費の関係です、医療費は実際のかかった自己負担分になりますけれども、医療手当、現在療養中の方がいらっしゃるんですけども、こちらの方についても、実は年度ごとに金額が決まっております、医療手当自体が先ほどご説明申し上げたとおり、実際の医療費以外の医療にかかる経費ということで算定をしているんですが、これも年齢や性別、そういった区分なく、年度ごとに大体3万5,000円前後の月額当たりの支給になっております。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時02分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、障がい者支援課及び子育て支援課より、3款民生費、1項社会福祉費及び2項児童福祉費について、説明をお願いします。

樋川障がい者支援課長。

○障がい者支援課長（樋川浩一君） お疲れさまでございます。

障がい者支援課より9月補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、010身体障害者医療費助成事業につきまして21万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、国県支出金10万5,000円ほか一般財源となります。

補正の内容になりますが、8月の本委員会におきましてご説明させていただきました、マイナ保険証を活用した医療費助成情報の確認システムでありますPMHと、重度心身障害者医療費の運用システムとの連携に必要となる改修費用を計上するものであります。

説明は以上となります。ご審査をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔君） お疲れさまでございます。

続きまして、子育て支援課よりご説明をさせていただきます。

補正予算書の22ページ、23ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、011こども医療費助成事業及び3目母子福祉費、001ひとり親福祉事業につきましては関連ございますので、続けてご説明をさせていただきます。

初めに、1目児童福祉総務費、011こども医療費助成事業につきましては74万円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、国県支出金37万円ほか一般財源となります。

次に、3目母子福祉費、001ひとり親福祉事業につきましては10万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳につきましては、国県支出金5万3,000円ほか一般財源となっております。

補正の内容になりますが、8月21日の本委員会においてご説明いたしました、マイナ保険証を活用した医療費助成情報の確認システムでありますPMHと、こども医療費及びひとり親家庭医療費の運用システムとの連携に必要な改修費用を計上するものであります。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、福祉課より、3款民生費、3項生活保護費について、説明をお願いします。

井上福祉課長。

○福祉課長（井上千悦子君） 大変お疲れさまでございます。

福祉課の9月補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、ナンバー001生活保護総務費につきましては257万円のうち、旅費の2万4,000円を除いた254万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

財源内訳につきましては、全て一般財源でございます。

補正内容といたしましては、生活保護レセプト管理システムの標準化に伴うシステムの入替の委託料とシステム使用料であります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、長寿推進課より、3款民生費、1項社会福祉費について、説明をお願いします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） お疲れさまでございます。

令和7年度一般会計補正予算（第3号）の長寿推進課関係の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の20、21ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、016介護保険特別会計繰出金955万6,000円の減額につきましては、介護給付費等の補正と4月の人事異動による人件費の補正に伴い、介護保険特別会計に繰り出す繰出金を減額補正するものでございます。

財源内訳は、国県の低所得者保険料軽減負担金の現年度分1万6,000円と残りは一般財源であります。

次に、017介護サービス特別会計繰出金1万2,000円の増額につきましても、4月の人事異動による人件費の補正で、介護サービス特別会計に繰り出す繰出金を増額補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、介護保険特別会計及び介護サービス特別会計の補正の際に説明させていただきます。

長寿推進課に係る補正予算につきましては以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより、議案第53号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第53号を終わります。

引き続き、議案第56号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を行います。

歳入、歳出一括で説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続き、お願いいたします。

議案第56号 令和7年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

議案の45ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ869万5,000円を減額し、補正後の予算額は57億1,498万9,000円とするものでございます。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の76、77ページをお願いします。

1款1項保険料、1目第1号被保険者保険料15万2,000円は、現年度分特別徴収保険料の増額補正になります。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金39万6,000円は、介護認定審査会の構成市町であります中央市、昭和町の負担金の増額で、審査会の人件費の補正に伴うものでございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金48万円は、介護給付費の補正に伴う国負担分の増額補正になります。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金3万9,000円は、介護給付費の補正に伴う国交付金の増額補正になります。

次に、3目地域支援事業交付金77万円の減額は、地域支援事業の包括的支援事業関係の職員人件費の補正に伴う国交付金の減額補正になります。

78、79ページをお願いします。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金64万9,000円は、介護給付費の補正に伴う支払基金交付金の増額補正になります。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金30万円は、介護給付費の補正に伴う県の負担分の増額補正になります。

次に、2項県補助金、2目地域支援事業交付金38万5,000円の減額は、地域支援事業関係の職員人件費の補正に伴う県交付金の減額補正になります。

80、81ページをお願いします。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金30万円は、介護給付費の補正に伴う市負担分の増額補正になります。

次に、3目地域支援事業繰入金38万5,000円の減額は、地域支援事業関係の職員人件費の補正に伴う市負担分の増額補正になります。

次に、4目低所得者保険料軽減繰入金2万2,000円は、介護給付費の補正に伴う現年度分繰入金の増額補正になります。

次に、5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金1,006万1,000円の減額は、介護保険係の職員人件費の補正に伴う繰入金の減額補正になります。

次に、2節事務費等繰入金56万8,000円は、介護認定審査会の職員人件費の補正に伴う繰入金の増額補正になります。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の82、83ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、001 総務管理関係職員費1,006 万1,000 円の減額は、4 月の人事異動及び昇給昇格に伴う介護保険系の職員人件費の減額補正になります。

次に、4 項1 目介護認定審査会費、001 介護認定審査会関係職員費96 万4,000 円は、介護認定審査会職員の人事異動に伴う職員人件費の増額補正になります。

次に、2 款保険給付費、5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目001 高額医療合算介護サービス費240 万2,000 円は、医療及び介護の自己負担額の1 年間の合計が所得ごとに決められた上限額を超えた場合、その差額分を給付する費用について、当初の見込みより増加をしていることから増額補正をするものでございます。

84、85 ページをお願いします。

3 款地域支援事業費、2 項1 目包括的支援事業・任意事業費、003 包括的支援事業関係職員費200 万円の減額は、4 月の人事異動及び昇給昇格に伴う包括的支援事業関係の職員人件費の減額補正になります。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第56 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第56号を終わります。

引き続き、議案第57号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）を行います。

歳入、歳出一括で説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美君） 引き続き、議案第57号 令和7年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案の49ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1万2,000円の増額をお願いし、補正後の予算の額を1,631万円とするものでございます。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書96、97ページをお願いします。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金1万2,000円は、4月の人事異動及び昇給による会計年度任用職員人件費の増額に伴う繰入金の増額補正でございます。

歳入の説明は以上になります。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書98、99ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、002総務管理関係会計年度任用職員等費1万2,000円は、介護予防ケアマネジメント業務に係る会計年度任用職員の人件費の増額補正になります。

以上、介護サービス特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第57号を終わります。

ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

引き続き、議案第54号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を行います。

歳入、歳出一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） よろしくをお願いいたします。

議案第54号 令和7年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

議案書の37ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,884万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6,073万6,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算説明書の52、53ページをお願いします。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金

6万4,000円の増額につきましては、マイナンバーと健康保険証の一体化に向けた周知、広報に対する国からの補助金でございます。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金1,149万2,000円の増額につきましては、先ほど一般会計の国保特会への繰出金でご説明したとおり、増額するものとして、子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修1,171万8,000円及び子ども・子育て支援金制度の施行に向けた周知事業等114万9,000円の合計で1,286万7,000円に減額するものとして、子ども・子育て支援金制度の施行に向けた周知事業等のうち、人件費分9万5,000円及び人事異動による人件費121万6,000円、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金6万4,000円の合計額の137万5,000円で、これらを差し引きまして1,149万2,000円を繰り入れるものでございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金28万9,000円の増額につきましては、令和6年度社会保障・税番号制度システム整備補助金の確定に伴う償還金の歳出の増額により財源が不足するため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー001総務管理関係職員費121万6,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の減額でございます。財源内訳のその他は職員給与費等繰入金でございます。

次に、ナンバー003一般管理費につきましては、財源更正をするもので、財源について国から交付されます社会保障・税番号制度システム整備費補助金6万4,000円をその他財源の職員給与費等繰入金の減額にする財源更正でございます。

次に、1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、ナンバー003賦課徴収費1,277万2,000円の増額につきましては、先ほど歳入の一般会計繰入金でご説明したとおり、内訳といたしまして子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修1,171万8,000円及び子ども・子育て支援金制度の施行に向けた周知事業等で、内容は人件費、支援金制度の周知に向けた印刷代、郵送料等114万9,000円の合計となりますが、子ども・子育て支援金制度の施行に向けた周知事業のうち、人件費分の9万5,000円につきましては、その他財源の職員給与繰入金に財源更正をするものでございます。

次に、8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金、ナンバー001償還金28万9,000円につきましては、令和6年度の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定

に伴います予算不足額を償還金として国に返納するもので、財源は一般財源でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第54号を終わります。

引き続き、議案第55号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を行います。

歳入、歳出一括で説明をお願いいたします。

森川保険課長。

○保険課長（森川嘉亮君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第55号 令和7年度甲斐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案書の41ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,271万9,000円とするものでございます。

補正予算説明書の64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金9,000円の減額でございます。

内容につきましては、職員給与費等繰入金310万4,000円の減額は、職員人件費の減額に伴う一般会計からの繰入金です。事務費繰入金309万5,000円の増額は、子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修及び山梨県後期高齢者医療広域連合事務費負担分を繰り入れるものでございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ナンバー001総務管理関係職員費310万4,000円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の減額で、財源内訳は職員給与費等繰入金でございます。ナンバー002一般管理費266万円の増額につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行に向け、保険者である山梨県後期高齢者医療広域連合が行う支援金制度導入に伴うシステム改修委託料で、財源内訳のその他は事務費繰入金でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、ナンバー002事務費納付金43万5,000円の増額につきましては、広域連合の運営経費の負担金額が確定したことにより納付するもので、財源内訳のその他は事務費繰入金でございます。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

これより討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第55号を終わります。

ここで暫時休憩し、当局は退室いたします。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時45分

○委員長（清水和弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、請願審査に入ります。

初めに、閉会中の継続審査となっております請願について審査を行います。

請願第7-1号 訪問介護報酬の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出に関する請願書を議題とします。

なお、本日は、山梨県民主医療機関連合会横内介護福祉部長、権田理事が出席をしております。説明を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのように決定いたします。

請願の内容につきましては詳細説明を受けます。

横内介護福祉部長。

○山梨県民主医療機関連合会介護福祉部長（横内君） 山梨県民主医療機関連合会の横内と言います。本日はお忙しい中、説明させていただきありがとうございます。座って説明させていただきます。

2月、3月の議会で一度取り上げていただきました請願について、改めて再度説明をさせていただきます。

以前お渡しした資料も踏まえて、今回追加の資料で2つ資料のほうを提供させていただいていますので、そちらの資料も説明させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

まずは、皆さんもご存じだとは思いますが、2024年の4月に介護報酬の改定が行われました。全体で1.59%のアップとしながらも、訪問介護事業所はマイナス2%、定期巡回随時対応型訪問介護看護はマイナス4.4%の基本報酬の引下げが行われました。

私たちはこのような事態を受け、昨年の2024年4月から5月にかけて、県内の訪問介護事業所を対象に訪問介護の事業の緊急アンケートを実施しました。そちらの資料は、前回の請願のときにお渡しをさせてもらっている資料になります。回収率は51%に当たる事業所からの回答を得ています。

調査結果では、今回の報酬改定に対して、「納得できない」という回答が96.6%、また9割以上の事業所が「経営が厳しい」と答え、今回の報酬改定の影響では8割、83.1%の事業所が「経営危機」またはその中で30%の事業所が「事業継続が困難」という回答があり、深刻な状況が当時は伺えました。

そもそも、国が訪問介護の報酬を引き下げたのは、7.8%と利益率が高いということを理由としていますが、国の言う利益率の高い事業所は、都市部や同一建物内で短時間で訪問できる、要はサービス付き高齢者住宅といわれる介護が必要な高齢者が住む専用アパート、マンションみたいなものなんですけれども、そちらのほうに併設された事業所は、1件1件が隣同士になりますので、かなり効率がよく訪問ができます。

そういったところの短時間で訪問できるサービス付き高齢者住宅とは違い、規模が小さい、要は中山間地域などの事業所では、高齢者の自宅を1軒1軒回る中では、ガソリン代の高騰なども大きく影響しています。

しかし、移動時間には報酬がつかないため、回れば回るほどマイナスがかさんでしまうというような現状の中、さらにマイナス2%の引下げというところで、小規模や零細事業所が倒産に追い込まれているような事態が出ています。

そんな中で、私たちは追加の資料、今回お配りさせていただいた追加の資料になりますけれども、今年の8月に第2弾としまして、訪問介護事業所に、1年たって今現状がどうかというようなアンケート調査を行わせていただきました。

資料を見ていただきながら説明させていただければと思います。アンケートの回収率は41.1%となっています。

経営状況について資料の5ページになります。5ページの2番の質問項目を見ていただければと思います。報酬改定後の2024年度の収益について、2023年度と比較してどうだったかという質問に関しては、67%の事業所が「減少した」という回答が得られています。

次の6ページの3番を見ていただきまして、それぞれ回答していただいた事業所の前年度の収益率の増減率を、パーセンテージで教えていただきました。平均は95.1%というふうになっておりますが、「減少した」というふうに答えていただいて事業所のうち5%以上、収益が減少した事業所が70%というふうな結果になっています。

今年の3月に厚生労働省が全国の訪問介護事業所に調査を行いまして、全国平均としましても、やはり「収入が5%落ちている」というところが回答として出ていますので、山梨でも同様、もしくはそれ以上の減収率というような結果となっています。

国が訪問介護の報酬を引き下げたときに、処遇改善加算を上げたから、そこでカバーができるというふうに言われてはいましたが、介護職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられた処遇改善に関する質問では、やはり「最上位の加算が取得できていない」事業所が合わせて41%ですとか、もしくは「最上位のみ取得できなかった」と答えられるところが48%と、多くの事業所が処遇改善の加算を取得できていないということが分かりました。

なぜ、取得できていないかの原因につきましては、次のページの8ページに原因を伺ったものを分類分けをさせてもらっています。1番は「加算要件であったり体制の未整備」などが上位に上がっていました。やはり小規模、零細事業所ですと、専属の事務職員を配置することもできず、管理者が現場を回りながら事務作業もしなければならない中では、全く体制が取れないですとか、処遇改善加算は最上位を取るために様々な要件を満たさなくてはなりません。

具体的に1つ挙げるとしますと、最近ですとICTの導入をして、職員の残業時間を1年間割り出して、どのように改善したかというのを厚労省に報告をしなければならないなど、そういった様々な煩雑な作業が求められます。その中では、やはり体制の加算要件になった体制の未整備の遅れというものが大きな影響が出ていると分かります。

9ページの今後経営状況がどう変わるとお思いますかという質問に対しましては、「事業継続が難しくなる」が26%、「悪化する」が52%、合わせて78%の事業所が経営危機といえる状況でした。また、その中で「事業の廃止や撤退を検討しなければならない」と答えられた事業所は34%というような形になっています。

アンケートの中の自由記述の欄では、介護職員不足の解消には基本報酬引下げは悪影響となる、加算を上げて、そもそも処遇改善加算というのは、職員のための加算になりますので、事業所の収益には全くつながらない、利益にはつながってこないの、で、「加算を上げて

も基本報酬が下がれば経営が成り立つわけがない」などという切実な声が挙げられています。

最新のデータによりますと、東京商工リサーチの調べによりますと、2024年、昨年度、介護事業所の倒産、休廃業は784件となっています。こちらは訪問介護以外の介護事業所も含まれています。ですが、784件の中で、訪問介護事業所は全体の7割にも及ぶ529件の訪問介護事業所が倒産、休廃業という形になっています。

また、今年に関しましては1月から6月までの累計で、訪問介護事業所が45件、既に倒産しているということで、これは前年同期比に比べます12.5%増しということで、同じ期間では過去最多を既に更新しています。

山梨県内におきましても、2024年度から既に5事業所が県に廃止届を出されています。訪問介護事業所が県の認可の事業所になりますので、県に届けが出ている、廃止届が出ている事業所が5事業所になっています。ですが、休業という事業所も合わせると、さらに多くの事業所が運営できていないことが予測されます。

また、甲斐市の状況もお話しはしますけれども、他市にはなるんですけれども、そもそも、この市には2つしか訪問介護事業所がない市があるんですけれども、うち一つは既に連絡を取っても電話が繋がらない状況になっていて、運営をしていないというような事実がありました。もう一つの事業所に電話をしてみると、もうその事業所さんは今は営業していませんよというような形で、県には届け出たはいいんですけれども、やはり休業をしているという事業所があるという実態をつかむことができます。

最後にはなりますけれども、訪問介護は在宅の最前線を持ち場とする地域包括ケアの要です。今回のアンケート結果では、倒産の波が小規模零細のみならず、中堅規模の事業所にも広がっているという分析もされています。報酬の引下げをはじめ、物価高騰、記録の厳格化、処遇改善など、事業所自体が担う負担が年々増しているにもかかわらず、それに見合う収益確保ができていないというのが実情になります。

もう一つ、本日お配りさせていただきました新聞の切り抜きの資料の3ページを見ていただきまして、8月31日の山梨日日新聞の記事になります。共同通信社が全国の首長アンケートを行いまして、山梨県では知事と全27市町村の長が、介護保険サービスの提供体制の持続に危機感を抱いていることが分かったと書かれています。

その理由は、現役世代の減少によって、やはり「人材不足」、「制度の支え手が不足すること」が最も多く、また「訪問介護サービスの基本報酬が下がったことに理解ができない」、「どちらかといえば理解ができない」と回答した市町村が75%にも上ったことも分かって

います。

今、問われているのは、暮らしを支える仕組みの再構築だと思っています。介護崩壊が静かに進んでいるこの状況では、介護関係者だけではなく、地域に暮らす全ての人々にとっての課題だと思っています。

ぜひ、今回訪問介護報酬の引下げ撤回の請願を採択していただきまして、お願いをさせていただきます。

横内からは以上になります。

○委員長（清水和弘君） 権田理事。

○山梨県民主医療機関連合会理事（権田君） 私のほうからは、甲斐市内の事業所の状況を少しだけ補足で説明をさせていただきます。

甲斐市の事業所の県のデータ等々を拾いますと、一応16の事業所を拾うことができました。ただ、先ほどもありましたように、この中でも、既に実際の運営ができていない事業所も、もしかしたらあるのではないかなと思いますが、その中でも、1箇所だけは確実に確認が取れました。

今回のアンケート調査、私たち第2弾させていただく中で、もう事業は廃止してはいるんですけども、コメントとして回答していただいた事業所があります。そこでは、本当に人の職場の職員の体制が非常に厳しくて、これ以上もう採用ができず、今後の訪問介護の未来もあまりよく感じられないために、2025年の4月に廃業をいたしましたというコメントをいただいております。

ですので、県のデータとしては上がっては実際そこにきていますけれども、実際にこういった形で廃業していらっしゃる方もいるんだなということも、はっきり甲斐市内のところでも分かりました。

あと逆に、昨年24年度に開業した事業所さんも実際あったんですけども、そちらのほうの方からは、やはり最初の報酬改定で減収もありましたし、最初のガソリン代の高騰ですとか物価高騰の影響も受けて、当初計画していた自分たちの事業運営よりも、はるかに計画から下回っているんで、これからの運営については、非常に厳しいものだというふうに感じているといった回答なんかもいただいておりますので、実際新しく開設をされているところもありますけれども、実際の運営というところでは、本当にどこの事業所も苦労されているんだなということが改めて分かりましたので、本当に甲斐市、先ほどもありましたけれども、都会のサービス付き高齢者住宅ですとか、そういったところで本当に効率よく事業が運営で

きる地域かという、なかなか、甲斐市もどちらかという、本当に点々としたお宅を回るような、そういった事業所さんがたくさんあるんじゃないかなと思いますので、甲斐市の中でも非常にこれから訪問介護の事業の運営というところでは、多くの方が心配をされていました。

何件かいただいた中に、やはりこれからの経営が悪化する、もしくは事業が難しくなるという回答を甲斐市の事業所さんからいただいておりますので、どこもすごく経営がよくなったという事業所は逆になかったかなと思います。

以上、甲斐市さんの状況を簡単ですけれども補足をさせていただきました。

以上です。

○委員長（清水和弘君） これより、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 質問させていただきます。

こういう形で診療報酬を下げられた、もちろん僕自身も、その関係のほうに携わっている身としましては、非常によく分かるんですけども。

でも、この訪問介護をやるという意思を持ってやって事業所を立ち上げたんですけども、多分僕が思うには、もうその時点で考え方が甘かったんじゃないか。

多分国としては、僕は医療関係に務めましたので、医療費、ドクターから調剤にということで、調剤報酬をめっちゃくちゃ上げて、薬局をつくれということで、全国でつくって、結局どんどん報酬を下げられていく、これはもう目に見えて分かっていることであって、だから訪問介護にしても、僕は多分、最初にその当時のことはよく分かりませんけれども、そういう形で参入はさせておいて、どんどん下げていくというふうなことは、もう初めから分かっていたんじゃないか、そのくらいの気持ちで、僕は今います。

診療報酬を下げることは間違いじゃなくて、やっぱり上げていくべきというふうには思うんですけども、その辺は事業所自体も参入時に、すごく甘く考えていたというのはすごく感じるような気がします。

逆に言えば、先ほどの資料でもプラスになっている方、これは実際問題としているわけじゃないですか、全員が全員マイナスでしたら、ああそうですかというふうなことで言えますけれども、でも実際問題として、プラスという形でアンケートで答えた方もいらっしゃるという事業所があるんですけども、その辺についてはどういうふうに思っているか教えてい

ただきたいですけれども。

○委員長（清水和弘君） 横内部長。

○山梨県民主医療機関連合会介護福祉部長（横内君） ご質問ありがとうございます。座って回答させていただきます。

確かに利益率が高い事業所もあると思います。先ほど申し上げたように、サービス付き高齢者住宅のような事業所に併設をしている事業所もあれば、そうでない事業所でも、もちろん利益を出している事業所はあると認識はしています。

私が属している法人にも訪問介護事業所がありますけれども、今回の報酬改定での対応としましては、やはり重度の利用者を受け入れることで算定ができる加算を算定するとか、訪問のシンプルに訪問件数をとにかく増やして、一月100件以上1人の職員が回るような努力をするなどの努力があり、赤字ではあるんですけれども、何とか耐えている状況でもあります。

ただ、それに伴って利用者がサービスが本当に必要なときに、断らざるを得ない状況も生まれています。要介護1とか2の軽度の方、本当は在宅で暮らせるから、訪問介護を使って自分の家で暮らし続けたいという方に対して、重度の方じゃないと受け入れができないので、お断りをせざるを得ない状況もあることも実態です。

実利用者のうちの何パーセント以上が重度じゃないといけないというような要件がそういった加算にはありますので、利益を出しているところは、やはりそれなりの工夫であったり、経営努力をしていることも事実です。

ただ、全部の事業所に対して共通していることが、この後、数年後を考えると、このままの報酬では、どれだけ頑張っても、利益が上がり続けることはできないというようなことがあります。最低賃金も上がりましたし、人件費はかさむ一方で、報酬は一向に上がらないというふうになりますと、事業所が決められる収益に、限界がきているかなというふうに思っています。

甲斐市に関しまして、株式会社とか一般の企業さんの訪問介護事業所が大変多くて、今後そういったことが予測されますと、甲斐市事業所の撤退される事業所も、かなり多くなるんじゃないかなということも危惧もしています。

確かに、軽い気持ちで皆さん立ち上げたのではないと思うんですけれども、そもそも低い訪問介護の報酬に対して、さらに追い打ちをかけられたような状況かなというふうに感じています。

以上になります。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） 僕の友達にもいっぱい訪問介護の方いらっしゃいます。実際問題として、今いろいろ話も聞いております。もちろん今後的に、訪問報酬下げられた、じゃ、それを上げると、それだけで人が来るか、そこがもう問題じゃないかな。

この訪問介護の報酬を上げるということは全然賛成なんです。それはもちろん賛成していかないと、これ以上今の多分、介護業界崩壊間違いないです、これは。それは分かるんですけれども。

今回これで上げて、それでオーケーかと思ったら、いやまだそれだけじゃ全然オーケーでも何でもなし。やっぱり皆さんそのもっと先を考えないと、これからどんどん我々も今から何年か後には、そういう形で使用しなきゃいけない、そういうのはあるかもしれないですけれども。

本当にこの改定については賛成しますけれども、でも実際問題として、やっぱり介護のそういうふうな事業をなされている方、決して国の事業じゃなくて民間でみんなやられている方なんで、その辺はやっぱり厳しいようなんですけれども、事業者の方々がそれなりのものをちゃんと考えて、やっていかなきゃいけない時代になっているというふうなものを、一つ、もちろん上げることはもう賛成ですけれども、それ以外にも考えていかなきゃいけないと。

それは、今やっている事業所の方たち、僕は事業者じゃないですけれども、そういう現場にいて、見たり聞いたりすることによって、やっぱり本当は国で何とか変えていけばいいんでしょうけれども、なかなかそこまで多分手が回らないと思います。

実際問題として、先ほどから言っているように、将来は大変厳しい状況になるのはもう目に見えている。これを少し上げたからといって、じゃ、すぐ改善されるかと、全然そんなこと絶対なくて、どの業界もそうですけれども、子供たち少なくなる、職に就く方も少なくなっているというふうな形を考えていくと、今の形ですと介護事業なんかは外国人の方、結構今めちゃくちゃ増えていますんで、そういう形になってくるかなというふうなのはあるんですけれども、やっぱりいろいろなことでそういうものも考えながら事業をしていかないと、単に上げるからいいじゃなくて、その辺まで事業者の方は考えていただきたいなというふうには、僕自身は思っております。それについてはどうですか。

○委員長（清水和弘君） 横内部長。

○山梨県民主医療機関連合会介護福祉部長（横内君） ご意見ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりだと僕も思っています。報酬の引下げの改定が撤回されたからといって、全てが解決するわけでもありません。やはり介護という仕事の人材不足は、それ以外にもやはり魅力の部分であったり、あと介護事業所が見合う質の部分というところは、事業所側としてもかなりの努力を今後もしていかなければならないとは思っています。

例えば山梨県が今設置している「K A I の国やまなし魅力ある介護事業所認証評価制度」などの認証制度などもありますので、そういったところに自分たちの事業所の質の高さをアピールして、県からお墨つきをもらうような努力も必要だと思いますし、担い手に関しましては、外国人の雇用も積極的に進めていかななくてはならないというような、事業所が事業所独自の生き残るための戦略であったりビジョンというのは、必ず持っていかななくてはならないかなと思っています。

やはり働き続けるためには、働きがいであったり、働きやすさであったり、あとは賃金というところは三位一体かなと思っていまして、賃金に関しましては、やはり全産業平均に比べて8万円、8.3万円も低いという状況で、そこで、スタートで既に一步出遅れてしまっているというところがあるので、今回の請願のように報酬の引下げの撤回でしたり、介護報酬の抜本的な改革はもちろん必要だと思いますし、おっしゃったとおりに事業所側としての努力も最大限に今後もしていく必要はあると思います。

ありがとうございます。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

山本委員。

○委員（山本 英君） ちょっと僕まだ勉強不足なんですけれども、これから先、高齢者の方がすごい増えていく中で、介護保険料、甲斐市が57億ぐらいですか、こういったものの介護保険料が高齢者が増えていくに当たって、どんどん増えていくわけじゃないですか。そうすると、働いている方の給料が安いというのを僕も聞いているので、いいことだと思うんですけども、じゃ、この介護保険料とかがどんどん上がっていったら、今度は支払うほうが大変になっていくと思うんですけども、そういったことはどういうふうに考えているのか教えていただければ。

○委員長（清水和弘君） 横内部長。

○山梨県民主医療機関連合会介護福祉部長（横内君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりに、サービスを利用する方が増えると介護保険料は上がっていきます。

市町村それぞれ、ごめんなさい、僕も今パッと名前が出てこないんですけども、貯蓄している、積立基金も活用していただくというところの……。

ですので、求めるべきところは、やはり国費で、そこは担っていただくところが、そうですね、1番だとは思いますが、けれども。

確かに保険料が実際にどのぐらいのサービスで、どのぐらい上がるかというところの具体的な数字、まだ分からないんですけども、上がる可能性は確かにあるとは思いますが。

ただ、今現状が、現状の介護保険料を払っていても、サービスが使えなくなるというふうな危機に陥っているんです。じゃ、サービス事業所が減って行って、サービス使わなくなれば介護保険料がその分下がるかというところ、その可能性もどうなのかなというところも、僕個人としては思っているところがありまして、現状払っているサービス、介護保険料に対しての介護サービスが受け入れていない高齢者の方々も多くいらっしゃると思うんです。

やっぱり、介護事業者が少ないがゆえに。特に訪問介護は、介護の最初に使う介護サービス事業所として、在宅生活を支える要になっていますので、そういったところで、介護保険料払って、訪問介護使いたいけど使えないから、自分の慣れ親しんだ家から離れて、都市部のそういったサービス付き高齢者住宅に入らざるを得なくなってしまうような状況が今後起こり得るというところで、その訪問介護事業所をなくさないために、今回の請願をさせていただいているんですけども、おっしゃるとおり、保険料は上がる可能性はあると思います。

○委員長（清水和弘君） 権田理事。

○山梨県民主医療機関連合会理事（権田君） 若干補足といいますか、やはり訪問介護というのは、一番人が本当に介護になり始めたときから、もちろん一番生活を支える事業になりますので、食べたり、寝たり、いろんな生活をしていく中での一番必要とされる事業です。

これが、だんだんお年を取られて、介護が重くなっていく中でも、最後人が亡くなるときにも、やはり訪問介護というのは医療だけの事業だけでは成り立たなくて、在宅を支えるという意味では一番要だと思います。

先ほどありましたけれども、この先訪問介護事業所がだんだん地域からなくなっていったときに、恐らく在宅での生活を支えるという機能が崩壊をしていくでしょう。そうすると施設に入らざるを得なくなってくるのかなと思います。そうすると今在宅よりも施設のほうが介護の費用というのは高くなるので、在宅で長く頑張ってもらったほうが、介護のサービスの利用料についても、低く抑えられるというところになると思うんです。施設費用のほうが

やっぱり高いんですよ、介護保険のサービスの中では。

なので、できるだけ訪問介護を使いながら、生活を支えて、できるだけ最後まで自宅、お家で、在宅で暮らせるような制度は、これから地域包括ケアシステムの構築という意味では、なくてはならない。

それに、本当に医療だけ、訪問のお医者さんだけとか訪問看護があれば、最後まで、亡くなる最期まで見れるのかということ、そうではなくて、そこに訪問介護は早い時期からも必要ですし、人が亡くなる最期までも支える事業がやっぱり訪問介護だと思います。

なので、本当に保険料ということで考えると、施設よりも在宅のほうがトータルで考えると安くなりますので、そういった意味では、在宅でどれだけの方が過ごせるような地域をつくっていくかということが、やはりこれからの自治体の介護にかかる費用というところにも大きく影響は出てくるんじゃないかなどに考えています。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

これより本請願について、随時各委員の意見を求めます。

まず最初に、保坂副委員長のほうからお願いします。

○委員（保坂 康君） 改正については賛成でお願いいたします。

先ほど言いましたように、多分これをやったからどうのこうのというのは、多分小さいことかもしれないですけども、本当に働いている方のことを考えると、僕自身も今働いていますけれども、そういうのを考えると、報酬を上げてもいい、下げなくても、それだけは思いますので、賛成でお願いします。

○委員長（清水和弘君） 分かりました。

加藤委員、どうでしょうか。

○委員（加藤敬徳君） なかなか現場の方のそういった厳しい状況というのは、非常に分かるんですけども、国の議論として、今介護現場で働く方の処遇改善、サービスごとの計上、めり張りをつけるものとされて、その見直しだったと思うんですが、地方と都市部との格差とか、そういった部分の人材の確保、非常に難しい問題を抱えていることもあるので、今後も、また政府のほうもそういった部分で状況を見て、いろんな調査もしていると思いますし、そういったものを見た上で、そういった部分を判断したいと思うので、今回早急に議決することには反対したいと思います。

不採択でお願いします。

○委員長（清水和弘君） 次に、金丸寛委員。

意見ををお願いします。

○委員（金丸 寛君） 我々も介護にお世話になる年代に近くなっています。こういった統計とか調査票を見せていただくと、大変厳しい状況は分かります。

その中で、訪問介護、これすごく大事だと思うんですよ。施設へ入る介護もあるんでしょうけれども、僕なんか、訪問介護というものをできたら選択したいなと、そんなように思っています。家族も仮に連れ合いがそういう状態になったら、訪問介護で介護したいなというような思いは強く持っているんですが、こういった事業所そのものが経営難といいますか、介護報酬、非常に厳しい状況の中に置かれている状況では、とても先行き心配だなというのが今の実感です。

ですから、介護報酬の引上げ、しっかりしたバック体制を敷いていただくというのは、本当に強く望むところでありまして、ぜひ、こういう機会をたくさん持っていただいて、国に対して、どうも国は優しくない、人に優しくない政治をやっているような気がしてなりません、全体的にですね。

特に高齢者、一生懸命、日本の経済成長支えてきた年代の人たちが、今高齢化しています。そういった方たちに対してのお礼といいますか、そういった意味も国はしっかりそういった考え方を持ってやっていかないと、仮に今一生懸命国の政治をやっている人たちが高齢化したときに、もっとひどいことになってしまうんじゃないかなと私は思いますので、ぜひともこの機会を捉えて、この報酬、介護報酬、これを引き上げる、少なくとも引き上げていただきたいというようには感じておりますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 次に、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 結論的には賛成させていただきます。

ただ、今日の請願の仕方を見ますと、こういう話の場合は、もう少し早めに学習会として、この議会の中でしていただきたかった。

本日は請願が3つあります。非常に待たせている方もいらっしゃる中で、学習会ではない、説明会ですので、これは請願者のほうにも問題があります。受けた議員のほうにも問題がありますので、これは前もって、この厚生文教のほうでは、きちっとした形で学習会として皆様からのお話を伺って、私たちが理解をしていかなければいけない難しい請願です。

しかしながら、大変に、大切な、働いていただいている皆様にとって職場改善は必要だと思いますので、賛成をさせていただきます。

○委員長（清水和弘君） 次に、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 私も、介護保険いろいろと問題があると思いますけれども、少なくともこの介護報酬、訪問介護の。それをもとに戻すのは賛成です。移動時間等の問題もちろんありますので、それも含めて、ぜひ、介護の充実に努めていただきたいので、採択ということでお願いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 次に、山本委員。

○委員（山本 英君） いろいろ言いましたが、一応賛成させていただきます。

ただ、先ほど言った保険料が上がったりとか、そういったこと、僕も被2号ですかね、40歳越えているんで払ってはいらるんですけども、あまり上がっても僕たちも20年後、変な話これがあるのかないのか、はっきり言って分からないところもあるので、そうは言いながらも賛成させていただきます。

○委員長（清水和弘君） 次に、依田委員。

○委員（依田那津希君） 賛成でお願いします。

ただ、私もまだ勉強不足の点がありますので、また教えていただきながら、注視させていただきます。

○委員長（清水和弘君） 以上で各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○委員長（清水和弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、請願第7-1号について採決します。

お諮りします。本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水和弘君） ご着席ください。

起立多数です。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

以上で請願第7－1号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時35分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

あらかじめ申し上げます。本日の会議は時間を延長して行いますのでご了承願います。

次に、請願第7－2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題とします。

なお、本日は紹介議員として若尾議員、また、甲斐市地区公立小中学校教頭会中山素会長、山梨県教職員組合中巨摩支部田中慶太書記長が出席をされており、説明等については、兩名からも受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのように決定いたします。

請願の内容につきまして詳細説明を受けます。

初めに、紹介議員からお願いいたします。

○議員（若尾彰子君） 請願事項について説明させていただきます。

一つ、中学校の学級編制基準の引下げにあたっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。

一つ、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。

一つ、教職員の働き方改革はもとより、子供たちの豊かな学びの保障のために「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善のため、学習指導要領の内容の清算を行うこと。

一つ、義務教育の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償性の維持に必要な義務教育費、国庫負担制度を堅持すること。

一つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 引き続き、中山会長または田中書記長から追加での説明がありましたらお願いいたします。

○山梨県教職員組合中巨摩支部書記長（田中慶太君） よろしく申し上げます。山梨県教職員組合中巨摩支部書記長の田中でございます。よろしく申し上げます。

学校現場の現状というところで、非常に多忙を極めておりまして、ご承知のようにブラックと言われて久しくなりました。また日々、現場の先生方については様々な対応に追われておりまして、まさに疲弊している部分もあり、そのしわ寄せは目の前の子供たちにいきかぬないという危機的な状況にもあります。

また、その改善のためにも、本請願の中にもあります、特に「カリキュラム・オーバーロード」の改善、この「カリキュラム・オーバーロード」というのは、教育内容非常に過多になっておりまして、非常に多いということで、子供たちや現場の教職員に非常に負担が大きくなっている状態のことをいいます。

また、定数の改善、そういったところが喫緊の課題となっております。そういったところで、ぜひ改善、いい方向に向かっていく中で、目の前の子供たちへの質の高い教育、またその向上のためにも、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（清水和弘君） これより、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） ありませんか。

これより、本請願について、順次、各委員の意見を求めます。

保坂副委員長。

○委員（保坂 康君） こういう請願出ております。

実際問題、僕の娘も小学校の先生です。東京都でやっていますけれども、いろいろ話を聞いております。うちの娘は私立なんで、公立とはちょっと違う面はありますけれども、いろいろな関係で1年間休職しました。勤めて3年、4年目ぐらいかな、という形で1年間ずっと休養して、また職場に復帰した、というような経歴を持っています。

娘自体もそれに憧れて先生になって、希望に燃えてやっていたんですけども、いろんな環境問題とか、そういうので一時は挫折したんですけども、やっぱり自分の仕事だということ、また復帰して今はやっておりますけれども。

時間外労働、これをいろいろ考えると、昔の先生というのは、ある面ではいい加減にやっていたところも多分あると思うんですけども、それでよかった。今の時代はそれができない。本当に隅から隅までいろいろなものを教えないといけない、これは本当に今の先生方は大変だなと思います。先生の友達というか、同級生もいっぱい校長先生にもなっていますし、いろいろいますんで、よく話は聞きますけれども。

そういう面では、先生になる倍率も低くなっておりますし、当然低くなるということは正直言って質が落ちているというふうに考えてもいいんじゃないかと思います。

先ほども言ったように、やっぱり今全体が、学校の先生だけでなく、ほかの企業もそうですし、さっきの介護もそうですけれども、そういう面では、みんなが、人がいなくなったりとか、そういうふうな方向に働きかけている方が少なくなっているというふうな思いは、僕らからするとあるんですけども、そんなこと言っても、これだけの人数しかいないんで、その中で制度を改革しながら、いろんなものを改革して行って、いいふうにやっていくためには、こういうのは、働く方のほうの立場もしっかり理解してやっていかなきゃいけないかなというふうに思います。本当に頑張っていたきたいなと思っております。

以上です。

賛成でよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 次に、加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） なかなか教育現場も非常に大変な状況もあると思います。なかなかその定数を増やしてと言っても、なかなか今、成り手というか、そういった部分を確保するというのも非常に難しいような状況というには私は聞いております。

ちょっと話変わるんですけども、今ニュースなんか見ていると、教員によるいろいろ犯罪事件というんですか、ちょっと聞きたくないような話、本当に今教員だけじゃなくても、例えば警察官とか、そういった部分でも、本来職に対する社会的責任感が本当にあるのかというか、そういった部分を疑問視する、もちろんちゃんとやっている、一生懸命志を持ってやっている方がほとんどだとは思いますが、そういったものが目についてしまっているという部分が非常に気になっていました。

そういう採用する場合に、そういうなかなか人格的なところまで見抜けるものじゃないで

しょうし、最初はそうやってちゃんと真面目に働こうと思って入っても、いろんな、例えば今ストレスとかでそういったものによって、だんだん人間性がゆがんでしまうとか、そういったのもあるとは思うんで、なかなか大変だと思うんですけども、そういった教育とは本来大事な部分ですし、そういった部分で少しでもそういったものが、日本の教育とは本来すごい質が高いと思うので、そういったことを維持していただけるようにということでお願いしたいと思います。この請願に関しては採択ということで結構です。

○委員長（清水和弘君） 次に、金丸寛委員。

○委員（金丸 寛君） 昨今、今もありましたように、教師の方の質の問題といたしますか、非常に一部で、本当に一部の方だと思えますけれども、あってはならないようなことが起こっています。

しかし、その反面といたしますか、その教育現場の煩雑さ、忙しさ、これも我々が子供の頃の小学校、中学校の頃の先生方とのコミュニケーションといたしますか、部活をやっても、部活の場に先生がしっかり出てきてくれて指導していただいた、我々この年になっても、当時の恩師との交流が続いているというような教育環境、これがあったんですよね。

ところが今はなかなか部活も外部に委託とか、いろんな教師の方の皆さんの仕事の多さ、これがそういったことの方角にいつているのではないかな。果たしてそれがいいかどうかというのは、私はちょっとクエスチョン、疑問があると思います。

やっぱり、しっかりした部活といたしますか、その指導をできるような本来なら体制を、教師の皆さんが余裕を持ってそれに臨めるというような職場環境、これは絶対必要だと私は今も思っています。

たまたま、私の身内といたしますか、不登校の子が今おまして、頭を悩ましたことがあるんですが、その子を見てみると、自分というものをしっかり持っている子でしたので、これは別に学校、毎日登校しなくても大丈夫かなというような確信を持ちながら、たまに会うときに、元気かとか、そういった声かけをしながら、中学校は卒業できたということは聞いています。一安心のところがありますけれども。

そういったことも含めて、今ここに請願の中の内容、これもっともだと思えます。ぜひともこういった請願が、たくさん採択されて、国のほうへ上げていただいて、教育行政に反映できるというところに持って行っていただけたらいいかなと私は思っていますので、賛成です。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 次に、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 結論的には、請願者の一人として、皆様にもぜひご理解をいただいて、今回も採択をしていただきたいとお願いするところでもあります。

私も毎年こういう請願を受けながら、いろいろ考えさせていただいておりますけれども、やはり教育の崩壊は将来の日本の崩壊につながるという、大変基本的な大事な場所でもありますので、ぜひ改善をしていかなければいけない。

それからあと一つ、先ほどから気になっていまして、教師になる、教師を志望する学生が質が低くなるのではないかという、これは一つのフェイクではありませんけれども、本当にそうかということは私は疑問です。

こういうときに、皆様が、大変若い方たちが、これは嫌だなと思う職業をしていこうと思う、それを選んでくださる学生さん、それから、試験を受けて教師になってくださる方というのは、非常に大切な人材です。

ですから、その人材を私たち市民がどのくらい支えていくか、それから、甲斐市においては、全てがコミュニティスクールになりました。その中で、そのコミュニティスクールのインスタになった方たちが、そういうものをどのくらい理解して学校の整備をしていくか、そういうところに意見をさせていただくのが学校運営委員さんの仕事であるということ、私は常に感じておりますので、そういうことを議会としてはしっかりと言葉に発して、そういう方たちにもご協力をいただきながら、しっかりと人材を育てていく、これが大切なことだと思っておりますので、決して今志願する方たちが、簡単だから、志望率が低いから、そういう形で私たちは見ないでいたい。そういうふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 次に、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 学校の問題は、ヤングケアラーがいたり、不登校とか、フリースクールをどう運営していくとか、いろいろ問題があると思うんですけれども、中心になるのは学校の先生方だと思うんですよね。

私が見た学校では、映画ですけれども「みんなの学校」ということで、大阪市立大空小学校があったんですけれども、ああいうのをできればいいんですけれども、やっぱり、あれには人材の確保というか、かなり必要だと思うんですよね。そのようなことを考えれば、ここに書かれていることは、ぜひ実現していただけて、子供の幸せのために頑張っていたきたいと思いますので、採択ということでお願いします。

○委員長（清水和弘君） 次に、山本委員。

○委員（山本 英君） 結論からいうと採択します。

僕も当時、先生方には物すごい迷惑をかけてきて、今となっては物すごい反省して、自分の子供ができて、自分の子供が学校に上がり、すごいよく分かったところがあるので、そういった意味も込めて、採択させていただきます。頑張ってください。

○委員長（清水和弘君） 次に、依田委員。

○委員（依田那津希君） 賛成をお願いします。

私も子育て世代で、今実際、今日、明日と息子の学校では学園祭がありますが、それに向けて先生方が遅くまで指導してくださったり、熱を帯びた指導をしていただいているんですが、それがゆえに精神を壊してしまう先生もいらっしゃいますので、熱意を持って指導してくださる先生方が、生きがいややりがいを持って、子供と向き合える時間を増やしていただけるような制度にさせていただきたいと思いますので、賛成をお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 以上で各委員の意見を終了します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 4時51分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

これより、請願第7-2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について採決をします。

お諮りいたします。本請願は採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任を願います。

以上で請願第7-2号の審査を終了します。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時52分

再開 午後 5時02分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、請願第7－3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書を議題とします。

なお、本日は紹介議員として松井議員、また、山梨勤労者医療協会内田芳枝専務理事が出席しており、説明を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、そのように決定いたします。

それでは、請願の内容につきまして詳細説明を受けます。

初めに、紹介議員からお願いします。

松井議員。

○議員（松井 豊君） 松井です。

請願趣旨につきまして、若干説明します。

帝国データバンクの調査によると、倒産件数が昨年64件で過去最高、休廃業や解散は倒産件数の11.3倍ということで722件となっています。こちらも過去最高を更新しています。

現在、町の病院が急になくなるということがあちらこちらで起きています。地域医療は経営難による崩壊寸前の状況です。このままでは、患者が医療を受けたくても受けられない恐れがあります。医療機関の事業継続と経営の危機は、医療を受ける国民の権利に関わる問題でもあります。

詳細につきましては、専門的な部分もありますので、内田専務にお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 引き続き、内田専務理事から追加で説明がありましたらお願いします。

内田専務理事。

○山梨勤労者医療協会専務理事（内田芳枝君） よろしく申し上げます。

請願者を代表しましてご説明させていただきます。

病院経営、クリニックの経営は、順風満帆な状況ではありません。それどころか、全国ど

こでも医療機関の経営が深刻で、明日にも倒れるかもしれないという存亡の危機にあります。個別の法人、医療機関の努力だけでは解決できない、かつてない経営危機が広がっている状況です。

日本の医療制度は医療を受ける権利を守るために、日本在住の全ての人が公的医療保険に加入する国民皆保険と、いつでもどこでも誰もが医療機関にかかれるフリーアクセスが前提です。医療の公共性の観点から診療報酬も医療機関が決めるのではなく、国が決める仕組みとなっています。2年に一度の診療報酬改定によって決まります。この診療報酬はこの間マイナス改定が続いています。

したがって、同じ医療を行っても診療報酬が下がるため、医療機関の収益が減少することになります。ここに物価高騰、人件費の上昇が追い打ちをかける状況になりました。2024年度診療報酬の改定は実質マイナス改定です。改定は本体部分は0.88%でしたが、実際には首都限定のベースアップ評価料であり、基本給の増額分のみ使用可能というものでした。

診療報酬改定全体はマイナス改定のため、医療機関の経営改善には効果がなく、ベースアップ評価料がついたものの、逆に職員のボーナスを予算よりも大きく減らさざるを得ない状況も生まれています。このことは職員の離職にもつながる結果となっています。

他産業と比べて賃金を上げることもできず、採用困難な状況も生まれており、特に看護師の不足となって表れています。県内の医療機関でも看護師が不足しているため、病床を閉鎖している病院が複数あり、患者の受入れ要請にも応えることができない結果となっています。今医療機関はこのような負の連鎖に陥っています。

当然、各医療機関は限界まで努力をしていますが、もはや各医療機関の自己努力だけでは解決できない、待ったなしの状況となっています。そのため、抑えられてきた診療報酬の再改定を求め、様々な医療機関が声を上げているような状況です。

本日お配りさせていただきました資料は公表されています厚労省の資料、それから6団体資料、それから国立病院協会の院長会議の3つの資料で、医療現場の状況を説明させていただくものになります。

簡単に説明いたします。

めくっていただいた2ページ、資料右肩左上のほうに資料1、資料2と振ってありますが、これは厚労省の資料になります。青い線です、医療機関の一般病床のところの収益の状況を表していますがマイナス1.9%、コロナの補助金を除くとマイナス2.7%と、右側のほうの数値を見ていただくと非常に厳しい状況が分かるかと思います。

下の資料2につきましても経常利益の推移になります。こちらのほうも、コロナの補助金があったときにはよかったですけれども、コロナの補助金がなくなった2023年度のところはマイナスという状況です。

それから、3ページ、資料3になりますが、こちらのほうは人件費についての資料になります。資料が2つ並んでおりますけれども、右側のほうの資料、赤い線と青い線がありますけれども、青色の折れ線グラフが産業全体の平均賃金の改定率です。赤色の折れ線グラフが医療福祉の状況を表しています。産業全体よりも医療の関係の給与額のほうが低いことがこちらのグラフで分かるかと思えます。

続いて、3ページ下、6病院団体のオープン資料になります。めくっていただいた4ページのところになりますが、やはり限界が来ているというふうな表記、それから4ページの下、資料の⑤ですが、経常利益での赤字の病院が23年度の50.8%から61.2%に拡大しているという資料になります。こちらのほうを見ていただいても赤字病院が増えていることが分かるかと思えます。

それから、5ページ、資料6ですが、こちらのほうも病院の医療利益率になりますが、赤いところが急性期病院を表しております。赤い線のところが右肩下がりになっていることが分かるかと思えます。

めくっていただいて最後になります。7ページになりますが、国立病院の2024年度の決算になります。こちらでも記者会見が行われたものになりますけれども、国立病院大学の会長のところからも7月9日ですが、2024年度の決算の概要が報告されていますが、経常損益が285億の赤字、2023年度の60億よりも大幅に赤字が拡大したという報告がされています。

7ページ資料10の仕様ですが、限界利益が22年度までは固定費を上回って収益を出していましたが、23年度に逆転、24年度はその差が拡大しているということで、利益で費用を補えない状況が、この赤と青の折れ線グラフで分かるかと思えます。

めくっていただきまして、帝国データバンクの資料につきましては、先ほど紹介をいただきました松井議員のほうから報告していただきましたので、こちらのほうは割愛させていただきます。

10ページになりますが、この間の診療報酬の改定状況です。94年からの診療報酬改定の改定率の推移になりますが、薬価はマイナス改定ということで、全体の診療報酬の改定率のほうは赤い線のグラフになりますが、中央線ゼロのところよりも下になっておりますので、改定率のほうはマイナスになっているということが分かるかと思えます。

11ページになりますが、山梨県内の状況になります。2024年度ですが、診療報酬改定から数か月経過した24年、昨年度の秋ですけれども、県内の民間病院を中心に収益状況、診療報酬改定の状況、採用状況など、アンケート調査を行わせていただき、36病院から回答がありました。こちらのほう、収益についてですが、減収減益と回答していただいた黄色いところ41%になりますけれども、27病院が「減収減益である」というふうな回答をいただきました。一方「増収したけれども減益だった」というふうな病院も幾つかありましたけれども、診療報酬の影響も76%の病院のところから「不十分」という回答がありました。

めくっていただいた12ページになりますが、病院の資金繰りです。資金の状況になりますが、こちらのほう「やや厳しい」、「厳しい」を合わせると84%、30の病院が「余裕を持った経営ができない」というふうな回答をいただきましたまた。

また、資料17の経営実績、黒字病院は減少というふうに記載をしましたグラフになりますけれども、こちらのほうは2018年度までは黒字病院が69%でしたが、赤字病院が31%、23年度は赤字と黒字が逆転し、64%の病院が赤字と回答しているという状況で、コロナを経て非常に経営が困難な状況がお分かりいただけるかと思います。職員の充足状況も医師体制、それから看護師体制、看護の補助者ですね、病棟の看護師をサポートする職員になりますけれども、こちらのほうの採用が非常に困難であるという回答をいただきました。

これを踏まえてですが、めくっていただいた14ページになりますが、では今年度のところで医療機関がどんな具合になったのかを7月1日から8月31日までの期間ですが、57病院中52病院を訪問させていただきました。経営状況について対話できた病院が39病院、「減収困難」、「厳しい」と回答していただいた病院が28病院、対話病院の72%が厳しいという回答でした。その中でも「人手不足」、「材料費の高騰」、「委託料が上がった」、「億を超える赤字だ」、「資材高騰で建物が建て替えられない」などの回答もいただきました。

25年度、改めてアンケートを取らせていただいたのが15ページのグラフになります。回答が16病院でちょっと下がってしまいましたので、母数がちょっと少ないんですけれども、24年度の診療報酬の影響については56.3%の病院が減収減益と回答です。ベースアップ評価料、今人件費に当てるようにということで、厚労省のほうから診療報酬改定で付きましたが、不十分ながら実施はしましたけれども25%の病院が十分実施、ただ、実施をしなかった病院も幾つかありました。

15ページ下の棒グラフにつきましては、各年度の経常利益について該当するものを選ん

でいただきたいということで、赤か黒かを選んでいただきましたが、22年、23年、24年のところから赤字が増加しているという状況です。資金繰りにつきましても厳しいと答えた医療機関が68.8%と出されていきました。このような医療機関の状況です。

18ページをご参照していただきますと、医療機関からいただいた、寄せられた声になります。18ページの資料20は24年度にいただいた声になりますが、25年度のところは19ページの資料21になります。多数のクリニック、病院のところから本当に厳しい状況が寄せられています。

以上、県内の多数の医療機関から、診療報酬は公定価格にも関わらず物価上昇、人件費上昇、消費税は患者さんからいただかず、診療による利益は下がる一方だ、このままでは医療に夢を抱くことができない時代になってしまう、地域住民のため、通常、救急医療、昼夜を問わずスタッフ一同できる限り対応しています。ここ数年で患者数、救急車の受入れ数は最大であったにもかかわらず、赤字も最大となっている。このままではスタッフのモチベーションも維持できない、診療報酬を上げなければ医療は崩壊すると思います。日本の医療のためご賢察のほどよろしく申し上げます。物価や賃金の上昇に応じた社会情勢を適切に反映した診療報酬となるように改定を行うこと、悲痛な声がたくさん寄せられました。

私たちは患者さん一人一人に向き合い、誠実に医療を行ってきました。患者さんの命を守るために奮闘してきました。地域の皆さんの医療を受ける権利を守りたい。患者さんの行き場がなくなることをないようにしたい、そして、安心して住み続けられるまちづくりに欠かすことのできない地域医療を守りたいと考えています。その地域医療が崩壊することのないようにするためにも診療報酬の再改定を強く要望いたします。

現在、北海道、長野はじめ各地で全会一致で診療報酬の再改定、財政支援など国に求める意見書が採択されています。当議会におかれましても、ぜひ、国に意見書を提出していただけますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 質疑というわけじゃないんですけども、これ山梨県の何か所か出されていると思うんですけども、何か昨日、甲府の市議会議員の方から聞いたんですけども

も、常任委員会で採択されたということでは言っていたんですけども、山梨県の状況分かりますでしょうか。

○委員長（清水和弘君） 内田専務理事。

○山梨勤労者医療協会専務理事（内田芳枝君） 山梨県の請願の状況でしょうか。

身延町議会のほうでは採択されて、意見書も国のほうに上げていただきました。通知をいただいています。あと甲府市のほうは、委員会のほうで説明をさせていただいて、全会一致で採択をしていただきました。甲斐市が3番目になりますが、これからまた12月まで、議会のほうで請願を続けていく予定です。

以上です。

○委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（清水和弘君） ないようですので、これより、本請願について、順次、各委員の意見を求めます。

保坂副委員長からお願いします。

○委員（保坂 康君） 請願のほう、ご苦労さまです。

これも、大変重要な問題であるとは思いますが、簡単にここで賛成、反対というふうな意見が、なかなか今見せてもらった資料だけで意見を求められても、ずっと前から考えながら、こうやって、こうこうでというようなものも全くなくて、今ここで、その場ですぐ決めてくださいという形で言われましても。

僕としても、もちろん診療報酬、僕も医療機関携わって、サラリーマン生活二十何年、薬屋をやっていたんで、いろんなドクターの情報も分かっておりますけれども、ここで今すぐに決めてくださいということじゃなくて、一応その前に説明じゃないですけども、こういう形でこうなってこうですというのは、我々のほうにもっともっと示していただかないと、この場ですぐに、じゃ、オーケーですとか、そういうことまでは、僕としては言えないですから、僕としては今回は不採択でお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 次に、加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） おっしゃるとおりですね。医療、本当にいろんな状況、私も本当に素人で、表面的なことしか分かりませんが、厳しい状況のところもあるというふうに、特に病院経営というのは、非常にどこも厳しいというふうに聞いていますので、おっしゃることは非常に分かるんですが、また、それも国のほうでもいろいろ検討したり、そういった

状況を見ながら、今、保坂副委員長のほうからもありましたとおり、早急に、議決で採択というのは、ちょっと今回はあれさせてもらいたいので、一応今回は不採択ということでお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 次に、金丸委員。

○委員（金丸 寛君） 私の場合は、いろんな病をいただきまして、医療機関、病院にお世話になって、随分になりますけれども、そういった状況、今お聞きした逼迫した財政状況ということ、あるいは放送等で、医療機関の特に国立病院、先日もありましたけれども、古い機器をだましまし使っている、それで建物もなかなか予算がなくて、補修、建て替え、とても困難だというような状況、こういったことを見ますと、我々が頼れるのは病に陥ったときに、一番頼りになるのは病院の医療というところに行き着くんじゃないかなと思います。

そういった意味で、今急にどうのこうのというお話もありますけれども、そういった世の中の今の流れ、これを見ていたときに、これを不採択として次に流すということは、私はあまりよしとしないと思います。

したがって、結論的には採択をして、医療の崩壊を早急に食い止めていくという段階に来ているのではないかなと思いますので、採択でいきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水和弘君） 次に、滝川委員。

○委員（滝川美幸君） この問題は、私にとって非常に難しい問題です。なかなか理解ができない。

ですから先ほどのときにも申し上げましたけれども、これだけの問題をこの議会の中で議論するには、ちょっと時間がなさ過ぎた。ぜひ、また次の機会には、しっかりこういう問題を前もって学習会、研修会の中でしっかりと私たちに伝えていただければ、非常に理解もできるのではないかなということを感じております。

今、国立病院の話も出ましたけれども、国立病院の赤字問題は、これは本当に国の問題です。私たちがどうこういう問題ではないなということを感じておりますけれども、ぜひ、もう少し勉強する機会を紹介議員においては、そういう設定をしていただきたい。

今日、これだけのものを見て、今日採択しろということが、ちょっと難しいのではないかなと思っておりますので、今回は、賛成できないなと思っていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 次に、谷口委員。

○委員（谷口和男君） 医療の問題、今世の中で医療費を削ろうだとか、いろいろ言ってる中で、今でさえ、これだけ医療が守られない状況というのがあると思うんですよ。国立病院ですね、国の問題とはいえ、診療を受けているのは市民、私たち自身だと思うんですよ。特に甲斐市は公立病院を持っていない市に当たりますので、話をもっと深めてからという意見も分かりますけれども、私のほうとしては、採択ということでお願いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 次に、山本委員。

○委員（山本 英君） すみません。僕の勉強不足、先ほども言ったんですけれども、勉強不足とあれなので。今回、今いろいろお話を聞かさせていただいたんですけれども、この資料の中だけだと僕にも分からないところがあるので、本当に気持ち的には、いろいろあるところもあるんですけれども、ぜひ次もう1回、前もって勉強会とかそういったものを、厚生の方で開いていただければいいなと思っています。ですので、今回は不採択でお願いします。

○委員長（清水和弘君） 次に、依田委員。

○委員（依田那津希君） 今回このような丁寧な資料を用意していただいたんですけれども、実際初めて目にして、理解をするまでも少し時間がかかるような難しい内容だったと思います。また簡単に賛成ですと言える内容ではないかと思いますので、これまで同僚の委員が言ったように、勉強の機会を与えていただければと思います。今回は不採択でお願いいたします。

○委員長（清水和弘君） 以上で各委員の意見をお聞きしました。ここで意見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時24分

再開 午後 5時26分

○委員長（清水和弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、請願第7-3号について採決を行います。

お諮りします。本請願について採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（清水和弘君） ご着席ください。

起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で請願第7－3号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 5時28分

再開 午後 5時29分

○委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案及び請願の審査は全て終了しました。

慎重審査、ご苦労さまでした。

次に、次第の4、その他に入ります。

学校教育課より、その他がありますので説明をお願いします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也君） 大変お疲れさまでございます。

その他、学校教育課より口頭にて1点、敷島給食センターの空調給湯システム制御装置故障とその対応につきましてご報告をさせていただきます。

敷島給食センターの給水給湯空調等はコンピューター制御となっております、事務所内の中央監視装置で設定管理を行っております。令和7年8月14日に、この中央監視装置内の制御装置が故障し、給水が停止したためボイラーが使用できなくなりました。急遽、専門業者による応急修理を行いまして、手動による給水が可能な状態を確保し、2学期からの給食提供に支障は出ておりません。

しかし、制御装置は、給食調理業務を行う上で必要不可欠なものでありまして、制御装置全体の交換が早急に必要な状況であります。

このように緊急性を要することから、修理費用の858万円につきまして、予備費の充用で対応をさせていただきましたので、ご報告をいたします。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

この件につきましては、質疑は行わず、報告として終了します。

次に、私から1点お願いします。

本日、お手元に厚生文教常任委員会と各種団体の意見交換会の実施について、通知を配付させていただきました。通知に記載のとおり、今年度は意見交換会実施の年度となります。委員各位には実施団体とテーマについてご検討をお願いします。検討結果につきまして、10月に開催予定の本常任委員会で報告いただきたいと思いますので、お願いします。

次に委員より、その他、何かありましたらお願いします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 先ほどの請願の件で、医療の問題とかいろいろと勉強したいという話もありましたものですから、要望として、厚生文教常任委員会あるいは議員全体でもいいですけれども、勉強会ができるようなことをお願いしたいと思います。

○委員長（清水和弘君） 分かりました。また検討をして、また結論を出したいと思います。

そのほかございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） 事務局より、何かありましたら、お願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水和弘君） それでは、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時32分